

江福介第3604号
令和6年12月18日

介護事業者連絡会 各位
主任ケアマネジャー協議会 各位

江東区福祉部介護保険課長
綾瀬 邦雄
(公印省略)

ケアマネジャーの業務負担軽減について

日頃より、江東区介護保険事業にご尽力いただきありがとうございます。
12月9日に貴団体と意見交換会を実施した結果、ケアマネジャー業務の負担軽減を図るため、下記のとおり取り扱いを変更しますので、貴会員への周知をお願いいたします。なお、本区よりケア倶楽部での周知も実施いたします。

記

1. 区分変更申請の取り扱いについて

各月の1日が休庁日に当たる場合、休庁日の前開庁日に介護保険課窓口申請書を持参し、1日付での受付を依頼したときは、1日付での申請を受理するものとする。

例：令和7年2月1日（土）

令和7年1月31日（金）の開庁時間に介護保険課窓口へ申請書持参
※郵送不可

2. 介護認定等の情報開示の取り扱いについて

介護認定等の情報開示については、これまで利用者と契約する担当ケアマネジャーのみが行うこととしてきたが、契約する居宅介護事業所の職員であれば開示請求することができることとする。

3. 変更年月日

令和7年1月6日（月）

問合せ 江東区介護保険課認定係 電話3647-9496
介護保険課調査係 電話3647-9497